第10回 都市農地保全自治体フォーラム宣言

都市農地・農業は安全で新鮮な農産物を供給するだけでなく、環境保全、防災、食育など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとっては失ってはならない大切な財産である。

しかし、都市計画法などにおいて、都市農地は宅地化予定地として位置付けられたことにより、東京都内にある都市農地は、減少し続け、極めて憂慮すべき状況となっている。

こうした状況を解決するために、市街化区域内農地の保全という 共通の課題を抱えた自治体が結束して、都市農地保全推進自治体協 議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動 を進めてきた。

その結果、昨年4月に「都市農業振興基本法」が施行され、本年 5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振 興に関する施策についての基本的な方針や都市農業の振興に関して 政府が定める計画が示された。

このように、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法に位置付けられ、今後の方向性が具体的に示された 意義は非常に大きい。 この基本計画の中において、より具体的かつ中身のある都市農業 振興施策が明確に位置付けられ、速やかに実施されることが重要で ある。合わせて、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の拡充 など都市農地の保全に資する法制度の整備が必要である。

都市農地保全推進自治体協議会は、財務省・農林水産省・国土交通省をはじめとする関係省庁の連携により、これらが早期に実現されるよう、強く国に働きかける。

大都市東京の農地が、まさに重要な転換期である今、大都市東京の農地・農業の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成28年12月10日

都市農地保全推進自治体協議会